

開 会

○梅津善之委員長 おはようございます。

これから予算特別委員会を開きます。

本日の会議に欠席の通告委員はございません。よって、ただいまの出席委員は定足数に達しております。

それでは、去る2日の本会議において予算特別委員会に付託になりました補正予算8件について審査を行います。

なお、審査日程につきましては、既に配付されております会議日程表のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、各補正予算案の概要の説明を求めます。

議案第104号 令和元年度長井市 一般会計補正予算第4号

○梅津善之委員長 まず、議案第104号 令和元年度長井市一般会計補正予算第4号の1件について。

鈴木嗣郎財政課長。

○鈴木嗣郎財政課長 おはようございます。

それでは、議案第104号 令和元年度長井市一般会計補正予算第4号の概要についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,917万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ186億8,664万3,000円とするものでございます。款項ごとの金額につきましては、2ページから5ページにかけてお示ししております第1表のと

おりでございます。

第2条、債務負担行為の補正につきましては6ページの第2表のとおり追加し、第3条、地方債の補正につきましては7ページの第3表のとおり変更するものでございます。

次に、事項別明細書によりご説明いたします。

11ページへお進みます。歳入でございます。9款1項の地方特例交付金は1,005万1,000円の減額、10款1項の地方交付税は、普通交付税が1億3,236万6,000円の増額でございます。12款1項負担金の減額2,638万2,000円と13款1項使用料の減額1,320万8,000円につきましては、10月から始まります幼児教育・保育の無償化に伴うものでございます。

また、12ページの14款1項国庫負担金の増額6,625万5,000円の主なものは、子どものための教育・保育給付交付金と子ども・子育て支援臨時交付金ですが、こちらも幼保無償化関係の補正でございます。

続いて、14款2項国庫補助金が633万3,000円。3項委託金は16万円。

下のページの15款1項県負担金が980万7,000円、15款2項の県補助金は山形県低年齢児受入加速化事業費補助金などで3,450万9,000円、いずれも増額でございます。

14ページの17款1項寄附金は12万5,000円の増額。18款2項基金繰入金では、ふるさと応援基金繰入金などで増額する一方、財政調整基金繰入金などで繰り戻しの減額を行いまして、項の合計では7,490万4,000円の減額となります。

19款1項では、前年度繰越金4,783万1,000円を増額し、下のページ、20款4項雑入は福祉関係の精算金などで1,137万8,000円の増額。21款1項市債につきましては、臨時財政対策債を減額いたしますが、街路整備事業債などの増額により、項の合計では1,495万1,000円の増額でございます。

次に、16ページから歳出でございます。主な

ものを説明申し上げますが、このたびの補正では、人事異動に伴う人件費、臨時職員賃金などにつきまして、該当する款項目節におきまして必要な調整と組み替え等を行ってございます。表中、説明欄の一般職給料、その他の手当、退職手当組合負担金、共済費、賃金、特別会計への繰出金など関連する部分につきましては、割愛の上、説明させていただきます。また、福祉、子育て関係の平成30年度事業精算に伴う返還金等につきましても割愛させていただきますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

それでは、20ページまでお進みます。3款1項社会福祉費は、1目の020灯油購入助成事業、2目では、下のページ、012自立支援医療給付事業、3目は016地域介護・福祉空間整備等施設整備事業などで、項の合計は、22ページ、3,467万7,000円の増額でございます。下のページから、2項の児童福祉費ですが、020子どものための教育・保育給付事業、24ページの035低年齢児受入加速化事業などで、項の合計は、下のページになりますが、4,717万8,000円の増額でございます。3項の生活保護費は、26ページにかけまして、1,642万2,000円の増額。

下のページ、6款1項農業費は、3目において増額となりますが、人件費の影響で、項の合計は1,629万8,000円の減額でございます。

28ページ、中段の7款1項商工費は、下のページの105企業立地促進事業などで2,117万3,000円の増額。

30ページ、8款2項道路橋りょう費は、下のページにかけまして、253万円の増額。

32ページ、4項都市計画費は、001街路整備事業に係る県営事業負担金などで1,985万2,000円の増額でございます。

下のページから、10款でございますが、人件費など以外のものにつきましては、34ページの2項小学校費が280万5,000円、3項中学校費の

合計が、下のページ、120万4,000円、4項社会教育費の合計が、36ページ、820万円、5項保健体育費の合計が、下のページ、1,150万8,000円、いずれも増額でございます。

以上が令和元年度長井市一般会計補正予算第4号の概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

議案第105号 令和元年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第2号

議案第107号 令和元年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号

議案第110号 令和元年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第2号

○梅津善之委員長 次に、議案第105号 令和元年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第2号及び議案第107号 令和元年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号並びに議案第110号 令和元年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第2号の3件について。

蒲生浩美上下水道課長。

○蒲生浩美上下水道課長 おはようございます。

議案第105号 令和元年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第2号の概要についてご説明申し上げます。

下水の1をお開きください。歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,153万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,808万8,000円といたすものでございます。このたびの補正でございますが、人事異動等に伴い職員人件費を減額いたすとともに、定時補助職員の賃金及び下水道事業に伴う工事請負費を増額補正いたすものでご

ざいます。また、これらの補正に伴う充当財源として、一般会計繰入金、諸収入、市債を増額補正いたすものでございます。

事項別明細書にてご説明いたしますので、下水5をお開き願います。歳入の4款1項一般会計繰入金では73万4,000円を増額し、6款3項雑入では本町街路整備事業に伴う下水道取り付け管及び公共ますの移設に係る補償金330万円を見込み増額、また、7款1項市債を3,750万円増額いたすものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。下水6をお開きください。1款1項公共下水道事業費では、1目公共下水道総務費の職員人件費を20万9,000円減額し、2目公共下水道事業費では職員人件費14万4,000円並びに定時補助職員の雇用に伴う賃金を79万9,000円増額し、五十川袋地区の特定環境保全公共下水道事業に係る工事請負費を3,150万円増額いたすものでございます。また、3目の管渠管理費では、街路整備事業に係る公共ます等の移設工事費930万円を増額し、1項全体では4,153万4,000円を増額いたすものでございます。

次に、議案第107号 令和元年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号の概要についてご説明申し上げます。

農集の1をお開き願います。歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ6万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,059万8,000円といたすものでございます。このたびの補正でございますが、先ほどと同じく、保険料等の定期改定に伴い職員人件費を増額いたすものでございます。また、充当財源として、一般会計繰入金を増額補正いたすものでございます。

事項別明細書にてご説明いたします。農集4をお開き願います。歳入では5款1項一般会計繰入金を6万2,000円増額いたすとともに、農集5をごらんいただきたいと思いますが、歳入

では1款1項1目農業集落排水事業総務費に職員人件費6万2,000円を増額いたすものでございます。

続きまして、議案第110号 令和元年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第2号の概要についてご説明申し上げます。

浄化槽の1をお開き願います。歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ50万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,567万6,000円といたすものでございます。このたびの補正でございますが、人事異動等に伴い職員人件費を増額いたすとともに、国庫補助金の内示額の減少に伴い国庫支出金を減額補正いたすものでございます。また、充当財源として、一般会計繰入金、市債を増額補正いたすものでございます。

事項別明細書にてご説明いたします。浄化槽5をお開き願います。歳入の3款1項国庫補助金では、年度間調整などにより今年度の国庫補助金の内示額が当初予定額から減額したことに伴い、国の内示額に合わせ1,803万7,000円を減額補正し、5款1項一般会計繰入金では職員人件費の増額に伴い44万4,000円増額、8款1項市債につきましては国庫補助金減額相当分の1,810万円を増額いたすものでございます。

浄化槽6をお開き願います。歳出でございますが、1款1項2目浄化槽事業費に職員人件費50万7,000円を増額いたすものでございます。また、財源の内訳でございますが、国、県支出金を1,803万7,000円減額し、地方債を1,810万円増額、その他の財源、こちらは一般会計繰入金になりますが、こちらを44万4,000円の増額といたすものでございます。

以上、特別会計3件の補正予算の概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

議案第106号 令和元年度長井市 山形鉄道運営助成事業特別会計補正 予算第1号

○梅津善之委員長 次に、議案第106号 令和元年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計補正予算第1号の1件について。

新野弘明地域づくり推進課長。

○新野弘明地域づくり推進課長 おはようございます。

ページ、ちょっと戻っていただきまして、議案第106号 令和元年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計補正予算第1号の概要につきまして説明いたします。

鉄道1をごらんください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ984万2,000円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ1億6,983万3,000円とするものでございます。

次に、事項別明細書により説明いたします。鉄道の4ページをお開きください。歳入でございます。3款2項基金繰入金でございますが、平成28年度からの上下分離方式導入によりまして、下の部分、施設面の維持修繕を行政が担うこととしております。令和元年度に実施いたします国庫補助事業、橋梁の塗装や車両全般検査などの採択に伴いまして、山形鉄道運営基金補助金の増額が必要となり、62万9,000円を増額補正するものでございます。

4款1項雑入でございますが、山形鉄道の平成30年度決算におきまして、降雪が少なく、除雪費用の圧縮などによりまして、上限分離の下の部分、行政が負担すべき費用に余剰が生じたために、返還金といたしまして921万3,000円を増額補正するものでございます。

次に、鉄道の5ページをごらんください。歳出でございます。ただいま歳入で説明申し上げ

ましたとおり、増額した基金繰入金につきましては、1款1項山形鉄道助成費として追加支出するため62万9,000円を増額補正、また、山形鉄道からの返還金につきましては、当該基金に積み立てるため、2款1項基金積立金に921万3,000円を増額補正するものでございます。

なお、補正予算につきましては、県及び沿線2市2町の首長で構成します山形鉄道運営助成基金運用管理委員会で承認を得て提出させていただいているものでございます。

以上、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

議案第108号 令和元年度長井市 訪問看護事業特別会計補正予算第1 号

○梅津善之委員長 次に、議案第108号 令和元年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第1号の1件について。

小林克人健康課長。

○小林克人健康課長 議案第108号 令和元年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

訪看1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ67万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,324万4,000円といたすものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、4ページをお開きください。歳入につきましては、3款1項1目一般会計繰入金67万4,000円を増額補正するものでございます。

次に、5ページをごらんください。歳出につきましては、1款1項1目訪問看護事業費として、職員人件費を67万4,000円増額するもので

ございます。

補正の内容でございますが、人事異動に伴う人件費の増額をいたすものでございます。

以上、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

議案第109号 令和元年度長井市 介護保険特別会計補正予算第1号

○梅津善之委員長 次に、議案第109号 令和元年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号の1件について。

梅津義徳福祉あんしん課長。

○梅津義徳福祉あんしん課長 議案第109号 令和元年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号についてご説明を申し上げます。

介護1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,778万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ33億1,041万8,000円といたすものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、6ページをごらんください。歳入につきましては、3款2項国庫補助金につきましては、2目地域支援事業交付金では現年分として190万8,000円を、3目介護保険事業費補助金ではシステム改修事業費補助金として61万円を増額するものです。

5款2項県補助金につきましては、1目地域支援事業交付金では現年分として95万5,000円を増額するものです。

7款1項一般会計繰入金につきましては、2目地域支援事業繰入金では現年度分として95万5,000円を、3目その他一般会計繰入金では事務費繰入金として249万2,000円を増額するものです。

7ページ、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金では、113万9,000円を増額するものです。

8款1項1目繰越金では、前年度繰越金として3,972万5,000円を増額するものです。

続いて、8ページをごらんください。次に、歳出でございますが、1項総務管理費、1目一般管理費では、定時補助職員の共済費及び賃金として185万9,000円、システム改修委託料として124万3,000円、合わせて310万2,000円を増額するものです。

2款1項介護サービス等諸費から9ページの3項その他諸費以降、10ページに移りまして、7項特定入所者介護サービス等費までにつきましては、それぞれ財源更正によるものでございます。

3款3項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談事業費では正職員の共済費として5万1,000円を、3目包括的・継続的ケアマネジメント事業費では正職員の給料手当等及び共済費として55万3,000円を、4目任意事業費では定時補助職員の共済費及び賃金として170万2,000円を、6目生活支援体制整備事業費では生活支援コーディネーターの共済費及び賃金として265万1,000円をそれぞれ増額するものでございます。

11ページをごらんください。5款1項償還金及び還付加算金、2目償還金では、介護給付費負担金などの過年度分の償還金として3,972万5,000円を増額するものです。

以上でございます。よろしくご審査賜りますようお願いを申し上げます。

議案第111号 令和元年度長井市 水道事業会計補正予算第2号

○梅津善之委員長 次に、議案第111号 令和元年度長井市水道事業会計補正予算第2号の1件について。

蒲生浩美上下水道課長。

○蒲生浩美上下水道課長 議案第111号 令和元年度長井市水道事業会計補正予算第2号の概要についてご説明申し上げます。

水道の1ページをお開き願います。このたびの補正につきましては、人事異動等に伴い職員人件費を増額補正いたすものでございます。第2条、収益的収入及び支出につきましては、支出の第1款水道事業費用に100万8,000円を増額補正いたすものでございます。第3条、資本的収入及び支出につきましては、本文括弧書き中の条文を改めるとともに、支出の第1款資本的支出に13万8,000円を増額補正いたすものでございます。

2ページをお開き願います。第4条につきましては、予算書第8条に定めた職員給与費に人件費の補正額分114万6,000円を増額いたすものでございます。

実施計画書によりご説明申し上げますので、3ページをごらんいただきたいと思っております。収益的収入及び支出につきましては、支出の1款1項営業費用に100万8,000円を増額いたすものでございます。内訳といたしまして、1目浄水及び配給水費の給料などの人件費8万6,000円を減額し、3目業務及び総係費につきましては給料などの人件費109万4,000円を増額いたすものでございます。

4ページをお開き願います。資本的収入及び支出につきましては、支出の1款1項建設改良費に13万8,000円を増額いたすもので、こちらは1目4節の共済組合費でございます。

6ページをお開き願います。こちらは、補正後のキャッシュフロー計算書になります。当初予算において見込み計上しておりました資金の期首残高を決算により確定した額に改めた上で、

このたびの補正額を加味し、期末残高を6億8,867万6,000円と見込んだものでございます。

以上、令和元年度長井市水道事業会計補正予算第2号の概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

令和元年度長井市各会計補正予算案に関する総括質疑

○梅津善之委員長 概要の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ここで、総括質疑の発言通告がありますので、ご指名いたします。

内谷邦彦委員の総括質疑

○梅津善之委員長 順位1番、議席番号8番、内谷邦彦委員。

○8番 内谷邦彦委員 おはようございます。政新長井の内谷邦彦です。

生涯スポーツ課、一般会計、債務負担行為予定のスポーツ施設指定管理料、令和2年度から4年度、限度額2億9,551万9,000円について伺います。明確な回答をよろしくお願いいたします。

内容的には、現在のスポーツ施設の維持管理及び生涯スポーツの振興において、民間業者のノウハウを生かした指定管理制度の導入を図るためとしております。指定管理制度について、地方自治法第244条の2の改正の趣旨は、公の施設は、公共の利益のために多数の住民に対して均等に役務を提供することを目的に設置されるものであり、適正な管理を確保することが必要であることから、受託主体の公共に鑑み、公